

令和4年度事業計画決定の件

はじめに

令和3年の晩秋には新型コロナウイルス感染者数の激減が見られたが、令和4年の年明けからの新しい変異株のまん延が始まっている。この事業計画を協議している時点では、本総会が開催される5月の状況は全く見えない。

また、倒産や廃業、貧困や格差の拡大などが深刻な問題となっている。それらの問題は、今後さらに増加することが予想される。令和4年度は、令和3年度に引き続き、コロナ禍による法律問題への対応も踏まえて、ウィズコロナを見据えて事業を進めることになる。

しかし、司法書士が、このコロナ禍によって急速に発想の転換ができたことも事実である。このコロナ禍で経験している多くの不便を解決するために、こんなこともできるのでは？というマインドを養いながら、より斬新で多様な発想をもってポジティブに事業を進めていきたい。

令和4年度の事業計画も、各部・各委員会が、常に横断的連携を十分考慮するとともに、新規事業は、目的と予算金額を想定し、戦略的に実施するとの方針のもとに立案した。なお、IT化の基盤整備については、継続的に進めたい。

第1 本会の運営体制・基盤整備について

(1) 部門構成等

令和3年度と同様に8部門と調停センター、会則規定の委員会である災害対策部、空き家・所有者不明土地問題等対策委員会、デジタル化推進委員会等を継続する。また、必要に応じて特別委員会を設置する。

(2) 業務分掌・権限分掌の明確化

会長、副会長、部長、理事、委員長、事務局との間の業務分掌、業務権限を明確にし、効率的な執行を進める。

(3) IT化の推進

(ア) 会館内のIT化（事務機器整備）を推進する。

(イ) 各種事業のIT化を推進する。

(ウ) ペーパーレス化、WEB会議等を推進する。

(エ) 本会総会の電子化を検討実施する。

(4) 会員の帰属意識向上

(ア) ウィズコロナにおける会員の親睦事業等を企画する。

(イ) 会員に対する多様な情報発信を促進する。

(ウ) 会務や公益活動への参加義務等について検討する。

(エ) 支部、青年司法書士会と連携しながら、新人等への支部活動、青年会活動への参加を促す。

(オ) 会務負担に関する日当等の見直しを検討実施する。

(5) 事務局との連携強化

(ア) 事務局員向け研修会等開催する。

(イ) 事務局員と役員とのコミュニケーションの機会を増加し、日頃から認識を共有しながら連携強化を図る。

- (ウ) 事務局員の外部研修等への参加を促す。
- (6) 危機管理への対応
 - (ア) 本会被災時、広域被災時の体制を構築する（危機管理マニュアル等策定等）。
 - (イ) リスクマネジメントを共通認識とする。
- (7) 支部との連携強化
 - 本会と支部との事業の役割分担を明確にし、効率化を図る。支部長会への本会情報提供の充実及び支部長への理事会参加（傍聴）を促す。
- (8) 支部事業活動費の最適化（継続）
 - 本会から支部への支部事業活動費の支給が人数割りとなっている。一部50人未満の支部については、制度対策費から助成をしているのが現状である。しかしながら、その支給額の多寡により、支部事業活動に格差が生じている。支部事業活動を適正化する。

第2 本会の事業全般について

(1) 相続登記等の促進事業

これまでの重点事業の1つである「相続登記（遺言相談）は司法書士へ」という流れをさらに強固にする活動を続けていく。また、相続登記の義務化に向けての準備を行う。

そして、令和4年8月には、司法書士制度150年を迎えることとなる。この制度150年に向けて、令和2年度から3カ年計画で、近司連を始めとする各ブロック会において、相続・遺言等をテーマとする市民向けのプレ事業を進めてきた。そして、その集大成として、令和4年8月にはこの制度を未来に繋げる「記念式典」（東京）が行われるほか、「全国一斉『相続・遺言』相談会」（仮称）を開催する。また、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）と本会との協働で「相続登記相談センター」の運営を強化する。

さらに、本会では、兵庫県下において「長期相続登記未了土地」解消のための相談会を開催する。

(2) 司法書士業務のデジタル化

令和3年9月「デジタル関連6法」が施行され「デジタル庁」が設置された。その柱の1つが「デジタル原則」であり、全規制のデジタル化を前提とし、書面・対面を原則認めないとする方針である。今後は「過剰な『安全第一主義』をやめてリスクの度合いに見合った合理的な規制」への移行が加速する。

令和4年度においては、司法書士の職責に基づく本人確認、意思確認による登記の真実性の確保、成年後見業務、相談業務、ADR業務などについても、今までの執務形態が『過剰な安全第一主義』と判断されることのないように新しい発想をもって改革を進めなければならない。

本年度も、デジタル化推進委員会を中心に本会の事務、研修、相談、親睦等の事業の在り方を見直し、IT化を駆使してウィズコロナ・ポストコロナを見据えた変革を加速させる。そして、日司連とも協働しながら、司法書士業務全般について、デジタルトランスフォーメーション（DX デジタル化による事業構造の変革）を推進する。

(3) 司法書士業務におけるSDGsへの取り組み

平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、令和12年までに持続可能な世界を目指すという国際目標が設定された。17の目標、169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと」が謳われている。「とりわけ、16.3の目標は持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス（Access to Justice）を提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度である。」（我妻学（東京都立大学法科大学院教授）月報司法書士2020年12月p2以下参照）

司法書士の使命として、SDGsへの取り組みについての研究を始める。

(4) 災害等への対応等

(ア) 広域での連携強化

多発する直下型地震・集中豪雨等の災害や東海・東南海地震等に対し、近畿全体を想定した災害に対する組織づくりが必要となる。近司連と協働として、行政、隣接職能、各種団体との広域連携を進めていきたい。

(イ) 震災・災害関連行事

阪神淡路大震災後、毎年恒例となっているところであるが、令和4年度も、災害対策につながる事業を展開する。

(5) 第50回全青司ひょうご全国研修会への後援等

令和4年9月10日・11日の2日間にわたり、アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）において、兵庫県青年司法書士会が主管となり「第50回全青司ひょうご全国研修会」（テーマ（仮称）：「ふみ出す一歩」）が開催される。本会も後援団体として協力し参加する。今年の秋にはコロナ禍も収束し、全国から多くの会員が姫路に参集して盛会に開催されることを祈念すると共に、本会からも一人でも多くの会員のご参加（ご登録）をお願いする。

(6) 職業倫理の向上

司法書士法に使命規定が設けられ、その職責に伴う職業倫理の重要性が増していることは明らかである。令和4年度は「司法書士倫理」が改正される。その一方で、会員の非違行為も減少していない。また、懲戒等に至らないとしても、会員の依頼者に対する不適切な対応による苦情が本会に寄せられている。これらは司法書士制度の根幹（信頼）を揺るがす問題である。引き続き、時代に相応しい司法書士倫理の周知徹底、その倫理研修を通じて、会員の倫理観の向上を図っていく。

(7) 身近なくらしの法律家を目指す

司法書士は、市民の日々暮らしの中での様々な悩みごと、困りごとなどの相談を受けて紛争予防に努めている。それでも法的紛争に至った場合には、市民に寄り添いながら解決に向けて行動し、依頼者に安心と平穏をもたらす。これは司法書士がこれまで培ってきた独自性である。くらしの法律家として、より身近なきめ細やかさが社会から求められている。その司法書士の使命を实践し、市民が抱える社会問題、特にこのコロナ禍の影響により苦しむ市民の権利擁護についても積極的に取り組んでいく。

第3 司法書士制度への対応

(1) 使命規定の実践

令和2年8月1日に改正司法書士法が成立した。司法書士法第1条に使命規定として「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴

訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と定められた。その法改正を受けて、6月の日司連の定時総会においては、「司法書士倫理」の改正が予定されている。令和4年度は、司法書士法の「使命規定」と新しい「司法書士倫理」を一体として、実践しながら体现していく年度とする。

そして、さらなる司法書士法改正につなげる必要がある。市民との接点である会員一人ひとりの日々の業務の積み重ねによる市民の信頼の醸成が不可欠である。相続や成年後見、財産管理等の専門家としての活動を広げ、コロナ禍においては、急増することが予想される債務整理、養育費の不払い、貧困問題など市民の権利擁護に寄り添う地道な活動こそが、今後の司法書士の業務範囲を拡充するための立法事実となる。本会の会員一丸となって、市民に求められる制度を確立する必要がある。

今後も兵庫県司法書士政治連盟と協働しながら、司法書士法改正、司法書士制度の発展に努める。

第4 法改正等への対応

(1) 所有者不明土地解消に向けた民事基本法制の改正への対応

所有者不明土地等の発生の予防及び円滑かつ適正な管理、相続登記の義務化、土地所有権の放棄、長期間経過後の遺産分割の見直し、所有者不明及び管理不全の土地等の管理人制度その他多岐にわたる課題を解消すべく、令和3年4月、「民法・不動産登記法の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（同年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立・公布された。令和3年末のそれぞれの施行日政令により、財産管理制度、共有制度、相続制度（遺産分割の見直しを含む）の改正は令和5年4月1日、相続土地国庫帰属法は令和5年4月27日、相続登記申請の義務化は令和6年4月1日に施行することと定められた（※なお、住所等変更登記の申請義務化については、公布後5年以内の政令で定める日）。

この改正により、司法書士が果たすべき役割は、相続登記の義務化に伴う相続登記の専門家としての対応、新たに創設される土地管理人等や改正された不在者や相続財産管理人としての対応などがある。司法書士実務に直結した改正であり、今後は情報等を収集し、実務に直結する研修等を充実させながらその職責を十全に果たしていく。

(2) 成年年齢引き下げへの対応

成年年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げられた。令和4年度は、特に、若年層の消費者被害を防ぐため、消費行動における意思決定や契約の重要性などの消費者教育の充実など、社会事業部、広報部、研修部等と連携して対応していく。

(3) 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

令和2年7月10日「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行されてから2年が経とうとしている。法務局における遺言保管制度を遺言作成の際の選択肢の1つとして、市民が混乱することなくその適切な利用に向けて、司法書士が研修、広報等を含めて的確に対応する。

(4) 民事裁判手続きのIT化への対応

裁判手続きのデジタル技術活用につき先進国からの遅れが指摘されている民事裁判手続きについて、政府は、令和2年2月に法制審議会に諮問し、訴えの提起から判決

に至るまで全面的なIT化を目指している。

令和3年年2月には法制審民事訴訟法（IT関係）部会から中間試案が公表され、パブリックコメントに付された（当会からも意見提出をしたところである）。令和4年中の国会において法案が審議される。現在のところ、裁判手続きを迅速化するために「弁護士司法書士等の訴訟代理人についてはオンラインの義務化」で検討が進んでいる。

訴訟代理人に訴状等裁判関係書類のオンライン提出を義務付け、ITを活用した口頭弁論期日や訴訟記録の電子化など、法改正の必要ないものから段階的に進められているところである。

将来的には「本人訴訟」の場合でもオンライン訴訟手続きを実現する方向で検討されている。

特に、本人訴訟のIT化について、それをサポートする仕組みが必須となる。そこでは、本人訴訟を支援してきた司法書士が、登記申請等で蓄積してきたIT環境、IT技術を活用してサポート役を果たすことが必然かつ不可欠となる。さらには、家事事件や倒産手続きのIT化についても検討されている。法改正情報を収集し、司法書士のサポート体制の構築に向けて研究を進めたい。

(5) その他の民事法制改正への対応

嫡出推定制度・懲戒権の見直し（令和3年6月法制審諮問）、仲裁法制の見直し（令和2年9月法制審諮問）、離婚後の養育の在り方等に関する見直し（令和3年2月法制審諮問）、動産・債権を中心とした担保法制の見直し（令和3年2月法制審諮問）、氏名の読み仮名の法制化（令和3年9月法制審諮問）などの動向を注視しながら適時に会員への情報提供を行う。

いずれの法改正も、司法書士業務に密接に関わるものであり、適宜に情報を収集して適切に対応してゆく所存である。

各会員においては、司法書士法改正に伴う自らの意識を改革し、さらなる研鑽を重ねると共に本会事業活動への協力をお願いする。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携を行う。

(1) 総務課

必要に応じて、会則をはじめとする規則、規程等を見直しを図っていく。

デジタル化推進委員会等関係部署と連携し、オンラインによる定時総会への出席、電子投票等について検討し、より多くの会員の意見が本会に反映されるよう環境を整えていきたい。また、各種会務のデジタル化について、より使い易くできるよう検討・改善していく。

事務局の執務環境を整えていくとともに、事務局員との意思疎通を図るため、随時、面談や打ち合わせ等を行う。また、必要に応じて機器、システム等の交換、導入を実施する。

会館建設から20年以上経過し、各所に故障が見られるようになってきた。急を要する工事に速やかに対応しつつ、計画的な会館設備の維持、管理を図っていく。

(2) 業務課

会員への執務に関する問い合わせ等につき、現在原則として毎週火曜日、金曜日の午後の時間帯にて担当者への電話転送システムにて電話対応を実施している。これらの対応については、既に各副会長を主査とするチーム体制にての初動対応を実施しているところであるが、令和4年度もこのチーム体制を継続し、注意勧告小理事会、量定意見小理事会への対応が迅速に行われるようにする。

会員への執務に関する問い合わせ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各部門との連携を十分に行い、適正かつ迅速に対応していく。

(3) 非司法書士対策委員会

令和4年度も司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査(非司調査)を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を更に工夫する。

また、会員や市民等から非司法書士行為に関する情報提供があった場合、適切な調査を行い対処していくとともに、他士業の事務所のホームページに相続登記、会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し対処していく。

2. 経理部

現行事業を継続するため、更なる予算の精査を行い、事業運営・管理に要する費用支出について、各事業部と連絡を密にして会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭におき、各事業部、委員会、事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。

また、ウィズコロナ時代を見据え、会務等のIT化の環境整備を、関係部門と連携し取り組む。引き続き、支部事業活動費の適正配分についても検討する。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

① 不動産登記検討委員会

不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

ア 不動産登記業務の執務姿勢のあり方、日常業務で問題となる点を中心に企画研究し、法務局との登記事務連絡会(可能であれば)を含む情報等の発信を行う。

イ デジタル化社会に対応すべく、司法書士に登記原因証明情報の作成権限等を求めているところ、現場サイドでどのように対応すべきかの検討を行う。

ウ PDF化への対応等オンライン申請利用促進についての検討を行う。

エ 上記の各事業につき、外部有識者との意見交換を実施する。

② 商事法検討委員会

企業法務や商業登記に関し、会員への情報提供を行うため、以下の事業を計画する。

ア 司法書士と企業及び各種法人との関わりの検討

司法書士が、登記申請手順のみならず、企業経営及び法人運営において生じる諸問題に対し如何に関与し、円滑な企業経営及び法人運営に貢献することができるかを検討する。

イ 商業登記実務における問題点の検討、研究

商業登記及び規則31条業務等の企業法務における実務能力向上のため、テーマを定めて公開研究会を実施し、参加者を交えて研修、検討を行う。

ウ その他

- ・商業法人登記、会社法に関する実務上の問題点の集約及び会員への発信
- ・休眠会社の整理の際に、法務局から発送される通知に同封してもらうパンフレットの作成
- ・日司連と日税連の事業承継に関する協定に基づき、近畿税理士会の兵庫県内にある支部と、研修への講師派遣や勉強会などの実施
- ・非司法書士対策委員会の行う法務局における委嘱調査への協力

エ 農業会議所が行う農業経営推進事業において、農業法人の設立、農地の相続等の手続に関する連携、助言、協力を行う。

③ 裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業務）の推進のため、以下の事業を計画する。

ア 簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関（消費者センター等）との連携等について引き続き検討する。定期的に開催される簡易裁判所との民事手続に関する懇談会への対応を行う。少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。

イ 裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討

本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。

ウ 裁判手続のIT化への対応

裁判手続のIT化について情報収集をし、対応を検討する。

エ その他

裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。

オ 賃貸トラブル相談センター（仮称）の開設

(2) 特命委員会

① 財産管理業務対策委員会

令和3年度に引き続き、民事信託支援業務についての研究を中心として次の事業を行う。

ア 民事信託について、具体的な事例や契約モデルについての情報収集および研究

イ 他会の同種の業務を検討する委員会と連絡・情報交換、外部研修への委員の派遣、外部講師の招聘による民事信託支援業務についての情報収集

ウ 司法書士が当該業務に関与する際の留意点、司法書士業務としての位置づけ等当該業務に関する研究

エ 会員への情報提供

② デジタル化推進委員会

会長からの諮問事項を企画研究するため、以下の事業を実施する。

ア 定時総会の I T 化実施に向けた準備

令和 5 年 5 月開催の定時総会からの本運用開始を目指す。

役員選挙において電子投票制度を導入する。

総会での議決権行使につき、電子的方法を用いるための研究。

令和 4 年 5 月開催の定時総会は、令和 3 年と同様に参加型（同時配信）で行う。

兵庫県会以外の単位会における電子化整備状況を参照しつつ、全国にさきがけた内容で兵庫県会独自の方法を構築する。

イ 司法書士業務における S D G s の研究

S D G s について勉強会等を行い、司法書士会としてどのように S D G s を推進するかを検討する。

ウ 会務及び司法書士業務 I T 化の企画研究

ハイブリッド型バーチャル定時総会の実施（上記アにおいて詳述）

Microsoft Teams や Z O O M を有効活用するための情報収集及び研修会等の実施

その他会務及び司法書士業務 I T 化に関する事項

4. 研修部

(1) 会員研修

令和 4 年度に施行される改正法に関する研修をはじめ幅広い業務分野に対応できるような研修を企画・運営するとともに、研修単位の取得漏れがないよう会員に向けた周知を行う。

基本的にはここ数年の方針を踏襲していき、日司連の研修の同時配信についても出来るだけ実施する。また、他部会・他団体との連携を図り、日程的にも無理のないよう研修会を開催する。

① 中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年 8 回程度開催する。

② 実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年 8 ～ 1 0 回程度開催する。

③ 映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

④ 支部研修との連携

支部研修だけで 1 2 単位取得できるよう各支部との連携を図る。

⑤ 新入会員研修

新規登録者を対象に約 2 か月に 1 回のペースで、職務上請求の留意点、報酬についての考え方の研修会を開催する。

⑥ 新入会員研修プログラム

入会后 5 年未満の会員（予定）を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を 1 回ずつ、

日司連のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を開催する。

⑦ 年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

⑧ 研修の同時配信

本会で開催される研修会について、従来の集合形式の研修に加えてZOOMのウェビナー機能を活用した研修の同時配信を行い、会員が事務所等で受講できる体制を充実させる。

(2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属研修のことを指すが、合格者のすべてが配属研修を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。また、本会役員・新人研修委員と合格者が交流する機会を提供する。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属研修は、希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士倫理など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に、年1回開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育事業

法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

① 講師派遣事業

- ・消費者教育講座（高校生以上）
- ・職業人講話（高校生以上）
- ・司法書士派遣講座（一般、自治体向け）
- ・出前講座（持ち込み方式。福祉関連、町内会等向け）

② 講師団の充実、関連団体等との情報交換等

- ・講師経験者と意見交換を行い、講師の魅力を発信する。

③ 青少年への法教育事業

- ・一日司法書士事業の実施（高校生向け）
- ・親子法律教室事業の実施（小学校高学年およびその保護者向け）

(2) 生活支援事業

人権擁護の観点から様々な社会問題に、司法書士の専門職能を活用し取り組む。

- ① 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化
 - ・「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規定」に基づく生活支援権利擁護助成の実施
 - ・生活保護研修会の実施
 - ・年末年始くらしの相談会の実施（設営、撤収及び相談会）
- ② 自死問題に関するネットワーク構築の推進
 - ・自死総合対策フォーラム（神戸市、医師会、弁護士会との共催）
- ③ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等
 - ・兵庫県弁護士会生活部会等との情報交換

（3）学術交流事業

司法書士会と学術団体、関係諸機関、関連団体等との交流を促進し、事業を活性化させるためのネットワーク窓口の構築。

- ① 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣
- ② 日司連、近司連、司法書士法教育ネットワーク等の開催のシンポジウム・研究会に対して担当者を派遣
- ③ 学識経験者等を招聴しての意見交換会開催
- ④ 司法書士制度150周年関連事業

「司法書士の日」は、明治5年8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の方々からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の方々に対し、司法書士制度の社会的意義を周知する機会として制定している。令和4年度は150周年にあたるため、周年事業を広報部、ほか関連事業部と連携し実施する。

6. 会員事業部

（1）兵庫県司法書士会会報について

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的な内容の掲載等により、なお一層内容の充実に努め、また併せて会報の電子版等の、会報のあり方について今後も引き続き検討をする。また、会員が、本会の公式ホームページ等のWEB上で、データ化された過去の会報を検索・閲覧できるようなシステムを検討し、同システムが構築され次第、実施するものとする。

（2）親睦事業

令和4年度は、会員が無理なく参加できる形式にて、親睦事業を実施する。加えて、会員の参加意識向上の一助となるよう、今後の社会における状況の変化を十分に踏まえながらも、これに適した親睦事業の実施を模索し、また、これまでとは違った形態の親睦事業の検討をも併せて行うものとする。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、①相談会運営事業（常設相談会）、②相談員派遣事業（市役所等の常設相談会への相談員派遣）、③その他事業、の3事業を継続して行う。

ア 相談会運営事業（常設相談会）

- ① 常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。
- ② 相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。
- ③ 電話相談、なのはな相談センターひょうご及び相続登記相談センターの円滑な運営と、市民への周知を図る。
- ④ 相談内容に応じた専門の相談センターの設置及び長期相続登記等未了土地問題に関する相談会の開催等時期に応じた相談会の開催を検討する。
- ⑤ 相談事業のIT化を推進する。

イ 相談員派遣事業

既存5会場への相談員派遣を行い、行政との連携を強化する。

ウ その他事業

- ① 令和3年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う。
- ② 10土業お悩みパーフェクト相談会に相談員を派遣する。
- ③ 法務局登記手続き案内の発展に向けて、必要に応じて法務局との協議を行う。
- ④ 災害発生時には日司連が行う相談事業に対応する。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、行政と連携する。

巡回法律相談事業は、近司連及び青年会と協力して行う。

行政、法テラス兵庫地方事務所との連携に柔軟に対応する。

8. 広報部

(1) 広報（PR）

① 広報（メディアリレーションズ）

司法書士の知名度を高めその有用性を社会に知らせるため、広報部の主要活動として位置づけ、各事業部等の情報を収集し、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時配信する。また、新型コロナウイルスの影響下における広報のありかたを研究する。

当会及び関連団体の活動の理解を図り対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との交流を状況が許す限り行いたい。

② ホームページ、フェイスブック

各種相談会、イベント等の情報、告知を適時更新し、各事業部との連携をとってコンテンツの充実を図る。また、迅速、簡易な情報発信ツールとしてフェイスブックを

活用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性を社会により広く知らせ、司法書士の認知度の向上を図ることを目的とする。

① 新聞広告

兵庫県全域で最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティー枠が利用できることを前提として実施する。

② 県民だよりひょうご

兵庫県内の全世帯に配布されている兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」にて広告を行う。

③ テレビCM

兵庫県を超え近畿一円に放送される関係から、近畿司法書士連合会と連携して実施する。

④ その他

その他、イベント等における広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

① 相続登記の促進に関する広報活動

「相続登記、遺言は司法書士」を重点に、「司法書士は相続登記の専門家」（相続登記促進）リーフレットを配布する等、神戸地方法務局、その他関係機関と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

② 広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、ポスター、チラシ、パンフレット等の発注、管理を行い、適宜配布する。

③ 司法書士150周年記念グッズの制作

令和4年は司法書士制度150周年に当たることから、相談会、セミナー、イベント等で市民または会員向けに配布する記念グッズの制作を行う。

④ 各事業部の当回事業にかかわる広報活動

各事業部において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、担当各事業との連携を図り、広報活動の協力とバックアップを行う。

⑤ 広報に関する公開研究会

当会会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に関する公開研究会を実施する。

⑥ 広報セミナーへの派遣

学術的、実務的に「広報」の学びを継続し、人材育成を目的として、外部機関が実施する広報セミナーへ部員を派遣する。

9. 調停センターぽると

「調停センターぽると」は、平成25年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停セ

ンター運営委員会が運営を担っている。

令和3年度は、調停申込み前に申込者に必須の利用相談についてオンライン利用を可能にするため、利用相談受付マニュアルを作成したが、実施には至らなかった。また、令和2年度に続き、緊急事態宣言下での調停及び利用相談の開催を取りやめざるを得なかった。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を念頭に置きつつ、センター事業を進展させていく方策に取り組んでいく。

(1) 運営事業・総務

令和4年度はオンライン調停の実施に向けて、規程等の見直しをはじめ、技術的にも滞りなく実施できるようなシステム作りに努める。そのため、オンライン調停を実施している他会（静岡、新潟など）との交流（視察等）や、手続実施者を対象にオンライン調停のために必要なスキルを磨く研修等を実施する。

また、ぼるとでの取り扱い対象を広げるため、弁護士会との協定について考察、検討していく。弁護士会と協定している他会（東京、福岡、愛知、京都、静岡など）調停センターの協定までの道筋や経験を“取材”し、当センターでの協定がどのような形態なら可能かどうかなどを調査する。

(2) 広報事業

令和3年度はチラシの改訂に取り組んだ。これまで利用相談申込については、総合相談センターで電話受付し、事務局担当者に引き継ぐという方法がほとんどだったが、令和4年度からは、この改訂チラシを使いながら、ホームページの利用相談申込フォームでの申込みを広報していく。また、引き続き各地の相談会で相談業務を担っている会員に対して、ぼるとの利用促進を働きかける。

(3) 研修事業

手続実施者候補者名簿への登載者を増やすべく、ADR研修であり、かつ会員の通常業務にも役に立つ内容の研修を実施する。

10. 災害対策部

「東日本大震災災害対策部」からの名称変更を経て、「災害対策部」としての活動は、早、三年目を迎えることとなるが、これまでも増して、南海トラフ地震等、大規模災害発生への懸念が日々増す今日、これらに対応すべく活動を継続する。

東日本大震災発生から数えると、既に11年という時間が経過した訳であるが、現在も、避難者数約3万9千人、福島・宮城・岩手の東北3県からの県外避難者は、未だ8,894人を数える（令和3年11月11日現在・同月30日復興庁発表）。

被災者や避難者への支援活動を継続して行う必要があることから、今後も必要に応じた相談活動等の支援体制を堅持するものである。

以上のような災害救援活動については、近司連や、近畿災害対策まちづくり支援機構との連携を図り、これまでも増して、災害法制等の研修やシンポジウム等を通じ、具体的な災害対応に対する意識の醸成と相談員の育成を図る所存である。

その他、災害時における当会と会員並びに会員同士の連絡手段の確保、会館の活用方

法、行政との災害協定の締結等についても各事業部と連携し検討を行うものとする。

1 1. 緊急災害対策委員会

災害時において瞬時に対応できることは勿論、より実行性のあるものとしていくとともに、当会災害対策部・近司連・日司連災害対策関連部門と連携して災害対策に取り組む。また、近司連として参画する近畿災害対策まちづくり支援機構とも連携し、災害からの復興支援のための活動を行う。

1 2. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

- (1) 空き家・所有者不明土地対策に取り組む自治体への積極的な支援並びに委員会等への参画及び実際に依頼を受けての問題解決
- (2) 空き家・所有者不明土地の未然予防となるような市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援
- (3) ひょうご空き家対策フォーラムへの参画を通しての空き家・所有者不明土地問題の解決
- (4) 家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出および司法書士が財産管理人として選任されることによる空き家・所有者不明土地問題の解決
- (5) 上記空き家・所有者不明土地問題に取り組む会員への支援及び研修、情報提供、情報交換